

各病院の開設者  
各有床診療所の開設者 } 様

岩手県保健福祉部医療政策室長

令和 6 年度医療施設等施設整備費補助金（有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業）の交付  
手続の開始について

平成 26 年度に公布された消防法施行令の一部を改正する政令（平成 26 年政令第 333 号）等によって、医療施設におけるスプリンクラー設備等の設置基準の見直しが図られ、新たに設置基準に該当する医療施設については、経過措置期限の令和 7 年 6 月 30 日までに当該設備等の整備を行う必要があります。

つきましては、スプリンクラー設備等の整備について、別添「補助事業の概要」のとおり、標記補助金の交付手続を開始いたしますので、補助金の利用を希望する場合は、下記により関係書類を提出願います。

記

1 提出書類

- (1) 事業計画書（別紙様式）  
(2) 整備図面（対象面積が読み取れるもの）  
(3) 見積書等（事業費の算出根拠が分かるもの）
- } 各 2 部

※ 見積書等は可能な限り 2 社以上提出願います。

※ 補助区分（スプリンクラー（棟ごと）・自動火災報知設備）ごとに整備図面・見積書等を分けて提出願います。

※ 事業計画書（別紙様式）については、担当者あて電子データ（エクセルファイル）での提出をお願いします。

2 提出期限

令和 6 年 5 月 10 日（金）

3 提出先

〒020-8570 盛岡市内丸 10-1 県庁舎 9 階 岩手県保健福祉部医療政策室医務担当 あて

メールアドレス [AD0002@pref.iwate.jp](mailto:AD0002@pref.iwate.jp)

4 その他

補助事業の詳細及び留意事項は、別紙「補助事業の概要」を御確認ください。また、事業計画書の電子ファイルを岩手県ホームページに掲載していますので御活用ください。

○県ホームページ：<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/iryuu/seido/1002896/1019206.html>

また、スプリンクラー設備の設置基準等に関することは、管轄の消防本部又は消防署にお問い合わせください。

担当：医務担当 須藤 俊文  
電話：019 - 629 - 5406（内線：5496）  
FAX：019 - 626 - 0837  
e-mail:AD0002@pref.iwate.jp